

印紙税法第5条により印紙は必要ありません。

岐阜県選奨生奨学金借用証書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県教育委員会教育長 様

各自自筆、押印のこと。

連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印すること。
「誓約書」提出時から連帯保証人又は印鑑登録が変更となっている場合は、印鑑登録証明書を添付すること。

借主氏名 岐阜 太郎

現住所 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

電話番号(自宅) 058-272-1111

(携帯) 090-1111-3333

連帯保証人氏名 岐阜 一郎 印 続柄 父

現住所 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

電話番号(自宅) 058-272-1111

(携帯) 090-1111-2222

岐阜県選奨生奨学金を下記のとおり借用しました。ついては、岐阜県選奨生奨学金貸与規則その他の関係規程に従い、別紙「岐阜県選奨生奨学金返還計画書」のとおり滞りなく返還いたします。

連帯保証人は、別記借受額に関する債務について、借主と連帯して返還します。

また、借主は、岐阜県教育委員会が連帯保証人に借受額等及び岐阜県教育委員会が保有する個人情報を提供することに同意いたします。

親権者又は未成年後見人 氏名 岐阜 一郎 続柄 父

現住所 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

電話番号(自宅) 058-272-1111

(携帯) 090-1111-2222

親権者又は未成年後見人 氏名 岐阜 花子 続柄 母

現住所 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

電話番号(自宅) 058-272-1111

(携帯) 090-1122-2222

借主が別記のとおり、奨学金を借用し、借受期間満了後に返還の義務を履行することに親権者又は未成年後見人として同意します。

・連帯保証人は借主が滞納した場合の責任を負うこととなりますので、その点をよく確認したうえで依頼をしてください。

・「親権者又は未成年後見人」欄は、借主が未成年の場合、父及び母を記入してください。（親権者が1人の場合はその方を記入。）